

函館工業高等専門学校共同利用施設要項

平成28年3月29日

函高専達第25号

(趣旨)

第1条 この要項は、函館工業高等専門学校研究推進室(以下「推進室」という。)要項(令和5年3月24日制定)第5条第2項の規定に基づき、共同利用施設の運営及び組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共同利用施設は、利用者が教育及び研究活動並びに研修等の活動を行うにあたって、施設及び設備等の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

(施設)

第3条 推進室に置く共同利用施設は、次のとおりとする。

一 実習工場

二 電子顕微鏡室

三 X線室

四 創造工房

2 実習工場は、次の施設・設備を有する。

一 機械加工室、板金・溶接・鍛造室、鋳造室及びこれらに属する施設・設備

二 CAD・CAM・NCプログラミング室、レーザー加工室及びこれらに属する施設・設備

(業務)

第4条 実習工場は、教職員及び学生に対する利用支援を行うとともに、施設・設備の運用と保守管理に関する業務を行う。

2 電子顕微鏡室は、電子顕微鏡装置等の利用運用、保守管理及び将来計画に関する業務を行う。

3 X線室は、X線解析装置等の利用運用、保守管理及び将来計画に関する業務を行う。

4 創造工房は、教職員及び学生に対する利用支援、学外者に対する公開講座を実施するとともに、工房内設備の運用と保守管理に関する業務を行う。

(管理運営等)

第5条 共同利用施設の管理運営責任者は、推進室長とする。

2 共同利用施設の管理運営に関することは、推進室において行う。

(庶務)

第6条 共同利用施設に関する事務は、総務課、学生課及び技術教育支援センターにおいて処理する。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校共同利用施設運営委員会規程(平成15年3月13日制定)、函館工業高等専門学校実習工場規程(平成15年3月13日制定)、函館工業高等専門学校電子顕微鏡室規程(平成15年3月13日制定)、函館工業高等専門学校X線室規程(平成15年3月13日制定)及び函館工業高等専門学校創造工房規程(平成15年3月13日制定)は廃止する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第10号)

この要項は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。